

# いじめ防止基本方針

2014年3月19日策定

2017年1月27日改訂

2018年3月19日改訂

2019年4月1日改訂

東京学芸大学附属国際中等教育学校

## 1. いじめの問題に対する基本的な考え方

### (1) いじめ防止に関する基本理念

いじめは全ての生徒に関係する問題であり、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめをなくさなければならない。

全ての生徒自らがいじめを行わないのは元より、自他を問わずいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめの問題に関する生徒の理解を深めるようにしなければならない。

いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが最も重要であることを認識し、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指すようにしなければならない。

この基本理念の下、かけがえのない存在である生徒一人一人が、元気で明るく学び、健やかに成長していくことができるよう、いじめをなくすための対策に強い決意で取り組んでいくこととする。

### (2) いじめの定義

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。  
(いじめ防止対策推進法第2条 文部科学省平成25年9月28日)

### (3) いじめの禁止

児童等は、いじめを行ってはならない。

(いじめ防止対策推進法第4条 文部科学省平成25年9月28日)

## 2 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

### (1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、全ての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

### (2) 学校像

多様で異なる人々と、共生・共存でき、進展する内外の国際化の中で、活躍する力を持った生徒を育てる学校

### (3) 育てたい生徒像

現代的な課題を読み解く力を持った生徒  
知識とイメージを自分で再構成する力を持った生徒  
対話を通して人との関係を作り出す力を持った生徒  
異文化への寛容・耐性を持った生徒

### (4) 基本姿勢

- ①学校、学級内にいじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③生徒・教職員の人権感覚を高め、生徒同士、生徒と教職員をはじめとする校内における温かな人間関係を築く。
- ④いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決する。
- ⑤いじめ問題について、保護者・地域そして関係機関との連携を深める。

### (5) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、全ての児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、いじめ防止対策推進法と学校いじめ防止基本方針を遵守し、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。情報公開の際には、正確に丁寧な説明を行い、隠蔽や虚偽の説明を行わない。

## 3 学校におけるいじめの防止等に対する措置

### (1) いじめの未然防止

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

①いじめは絶対に許されない、という認識を一人ひとりの生徒に徹底する。いじめを助長する行為、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないという意識、また、いじめを大人に伝えることは正しい行為であるという認識を生徒に持たせる

②学校教育活動全体を通して、多様な価値観があることを理解し、他者に対する寛容さを育む。

#### →「異文化に対して寛容性・耐性をもった生徒」

③生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、奉仕活動や体験活動の充実を図り、人間関係や生活経験を豊かなものとする教育活動を推進する。

#### →「対話を通して人との関係をつくる生徒」

④スクールカウンセラーや養護教諭、関係部署、家庭との連携を密にして、一人ひとりの生徒が安心して学校生活を送れるよう配慮する。

⑤職員による、不適切な発言（差別的な発言や人を傷つける発言等）や体罰は、いじめを助長することと認識し、決して行わない。

⑥HR、国際教養、特別な教科道徳等の授業、生徒会活動等の特別活動において、生徒が、自分たちの問題としていじめの予防と解決に主体的に取り組めるよう活動を支援する。

⑦インターネットを通じて行われるいじめを防止するために、日頃から必要な啓発活動を行う。

⑧生徒の多様な背景に留意して、人権教育や特別支援教育に関する教員研修を継続的に行う。

\*「 」内は本校の育てたい生徒像

## (2) いじめの早期発見

いじめは大人が気づきにくい形でおこなわれることが多いことを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかという疑いを持って、早い段階からの確にかかわりをもつ。また、いじめを隠したり、いじめを軽視するのではなく、いじめを積極的に認知することが必要である。そのため生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう努める。

①「学校生活や友人関係に関するアンケート」調査、教育相談、教師と生徒との日常の交流、複数の教員の目によって、いじめを見つけるための積極的な取り組みを定期的に行い、いじめの実態を把握する。

②問題の兆候は、どんな些細なものであっても真剣に受け止め、すみやかに教職員相互において情報交換するなどにより、適切かつ迅速な組織対応を図る。いじめを把握した際には、速やかに大学(附属学校運営部)に報告するとともに、必要に応じ、外部の団体、警察等の地域の関係機関と連携を図り協力を仰ぐ。

③いじめを訴えることは、人権と命を守ることにつながる立派な行為であることを日ごろから指導し、担任はもとより誰でも話しやすい教職員に伝えてよいことを周知する。保健室、スクールカウンセラー、いじめ対策等の相談機関への連絡方法の周知を行い、相談体制の整備を図る。

## (3) いじめに対する早期対応とその後の対処

①いじめを発見あるいは通報を受けた場合は、速やかに組織的に対応する。

②いじめられた生徒及びいじめを知らせてきた生徒の安全を確保をする。

③本人や周辺からの聞き取りを重視し、身体的・精神的な被害についての確に把握し、迅速に初期対応をする。

④いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。

⑤事実を確認するとともに、いじめは絶対に許さないという毅然とした態度で臨む。

⑥加害生徒には教育的配慮の下、毅然とした態度で指導するとともに、その原因等をしっかりと理解する。

⑦教職員全員の共通理解の下、保護者と協力して対応する。必要に応じて、関係機関・専門機関と連携し対応する。

⑧附属学校運営部に報告し連携を図る。

⑨そのいじめが生命に係わる犯罪行為として判断した場合、直ちに所轄警察署に通報し、援助を求める。

⑩事後においても継続的に観察し、必要に応じて関係機関・専門機関と連携し対応する。

#### (4) 重大事態への対処

重大事態とは、

- 1 「生命等被害」: いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 「不登校」: いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(3) の対応に加えて、以下のことを行う。

- ①重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施又は大学が行う調査へ協力を仰ぐ。
- ②重大事態発生について附属学校部から文部科学省へ報告する。

#### (5) いじめ防止等の対策のための組織

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(いじめ防止対策推進法 第22条 文部科学省平成25年9月28日)

校内に「いじめ防止対策委員会」を設置し、教職員が生徒に適切に向き合い、いじめ防止等に関して一丸となって組織的に取り組んでいくことができるように校内体制を整備する。

<いじめ防止対策委員会>

##### ①本会の役割

本委員会は、先の基本方針を実現すべく、本校のあらゆる教育活動や生徒・教職員の行動がこの基本方針に沿ったものであることを確認・評価する。

また、重大事態が発生した場合、あるいは発生の恐れがある場合、ただちに本委員会を招集する。

##### ②構成員

校長、副校長、主幹教諭、生活指導部主事、養護教諭、特別支援コーディネーターとし、その他校長が指名する者。必要に応じてスクールカウンセラー、学校関係者、学校医、学校評議員、弁護士、校長経験等から支援を受ける。

##### ③定例会

原則として各学期1回の定例会を実施する。また、重大事態が発生した場合、あるいは発生の恐れがある場合には、緊急開催とする。

##### ④具体的な方策

- ・いじめ防止対策委員会定例会の開催
- ・年間計画の策定と確認（年度初め）および関係学年、部、委員会等への指示や依頼、ならびに反省・評価（年度末）
- ・生活指導部生活環境部会との連携による研修会・講演会の計画・実施

- ・重大事態が発生した場合、あるいは発生の恐れがあると判断した場合には、附属学校運営部などの関係部署への早期報告と、関係学年、部、委員会等への対応の指示

#### 4 具体的な取組と年間計画

- ・生徒指導に関する分掌において、週に1回生徒の生活環境に関する情報交換を行う。関係部署と適宜情報交換を実施する。
- ・授業、学級活動、生徒会活動等において、対話を通して人との関係をつくり、多様性を認めあう意識を高める指導を行う。

##### □生徒支援の年間の主な流れ（予定）

|      |      | 生徒支援計画  | ポイント   |
|------|------|---|--|
| 1 学期 | 4 月  | 学校間、学年間の情報交換、指導記録の引き継ぎ<br>学校教育目標および育てたい生徒像を目指した生徒指導のあり方（カリキュラム・マネジメント）の周知徹底（職員会議）<br>いじめ対策に関わる共通理解・人権感覚チェック（職員会議）<br>生徒要観察記録（健康問題等）の確認（職員会議）<br>安全安心の学校づくりの確認（始業式・学年集会）<br>クラスづくり・ルールとマナー指導（HR・学年指導）<br>いじめ対策、生徒支援・指導についての説明と啓発（保護者会）<br>携帯電話・インターネットに対応する講習（全学年）<br>健康診断<br>スクールカウンセラーとの面談（新入生・編入生）<br>学校関係者評価委員会による助言 | ・生徒指導上の問題を確実に引き継ぐ<br>・学校がいじめの問題に真摯に取り組むことを示す |
|      | 5 月  | 個人面談の実施<br>行事や授業「国際教養」を通じた人間関係づくり   | ・生徒の心身面でのケアが必要である                            |
|      | 6 月  | 特別支援教育に関する会議（学年および生活環境部会）<br>いじめ防止アンケートの実施<br>個人面談の実施   | ・生徒の人間関係に留意する<br>・評価課題の調整に配慮する               |
|      | 7 月  | 長期休業中の生活の注意（終業式）  | ・家庭との連携を図る                                   |
|      | 8 月  | 保護者会・保護者との教育相談<br>★校内研修（生徒指導に関するケーススタディ・情報共有）<br>（生徒理解に関する研修）   | ・生徒相談支援の向上を図る                                |
| 2 学期 | 9 月  | 教育実習生による生徒観察  | ・複数の目で生徒の変化を確認する<br>・生徒会活動に向けての生徒の主体的活動を支援する |
|      | 10 月 | 教育実習生による生徒観察<br>いじめ防止アンケートの実施   | ・宿泊行事などの学校行事に向けての生徒の主体的活動を支                  |

|     |     |  |                                 |
|-----|-----|--|---------------------------------|
|     |     |  | 援する                             |
|     | 11月 | 学校医による健康相談（学年および生活環境部会）  | ・生徒の人間関係や情緒に変化が表れやすいことに留意する     |
|     | 12月 | 保護者会・保護者面談   | ・生活面・学習面でのサポートを行う               |
| 3学期 | 1月  | 始業式後「学校生活や友人関係のアンケート」実施（1～5学年）<br>校内研修「生徒支援に関する情報共有」「特別支援・合理的配慮について」<br>校内研修（生徒理解に関する研修）<br>個人面談 | ・問題に対して迅速に対応する<br>・生徒の人間関係に留意する |
|     | 2月  | 生徒支援に関する自己点検（教員）<br>個人面談   | ・生徒指導のあり方を点検する                  |
|     | 3月  | 学校関係者評価委員会による助言<br>記録の整理、進級する学年への引き継ぎ情報の作成<br>小中連絡会  | ・生徒指導に関する情報を引き継ぐ準備をする           |

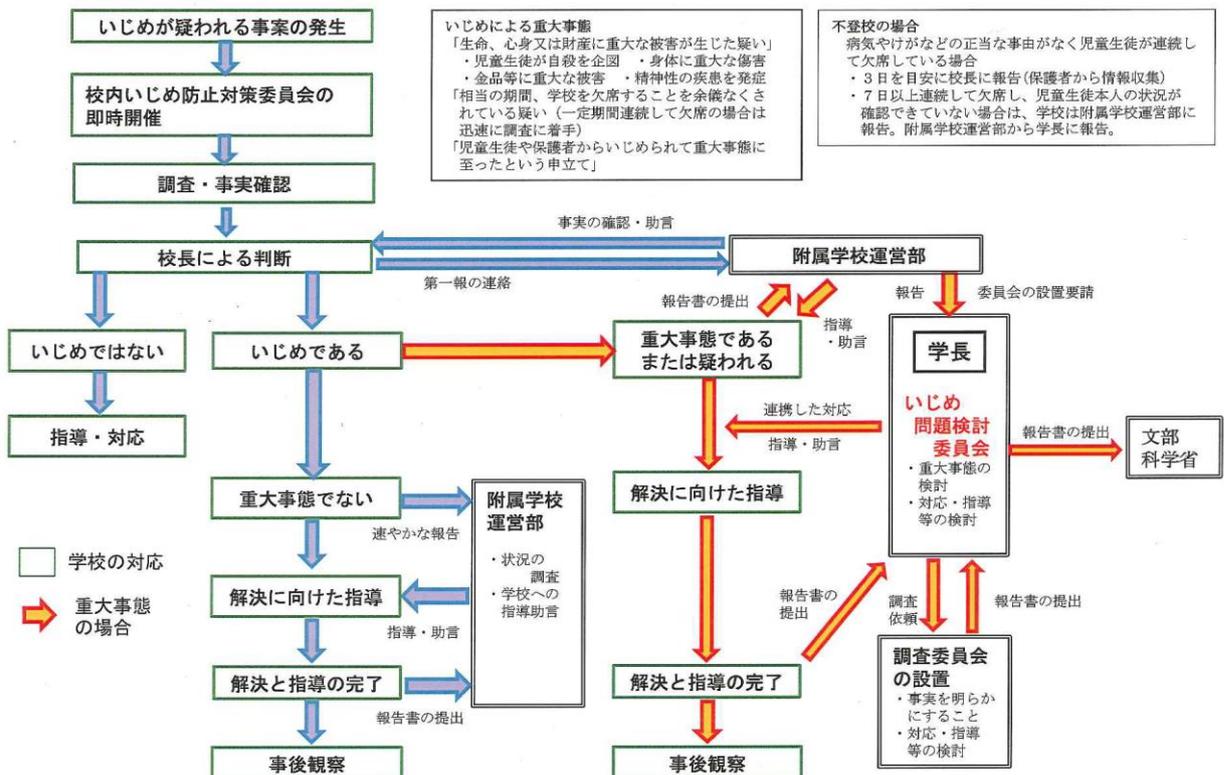
## 5 基本方針の見直しや取組状況把握・検証

1年間の取り組みの評価について振り返りを行い、いじめ防止対策委員会が集約し、次年度の取り組みに生かすものとする。

東京学芸大学附属学校運営部

### いじめが疑われる事案発生時の対応フロー

別紙



<いじめ様態例>

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等